

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	2
3. 新潟市	3
4. 養父市	4
5. 福岡市・北九州市	5
6. 仙台市	7
7. 愛知県	8

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(26) 名称：国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

内容：血液由来特定研究用具への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の3に規定する国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業)

Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社（神奈川県藤沢市）が、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、業として、血液を使用してヒト体細胞加工研究用具を製造する。【令和2年4月を目途に実施】

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(12) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が、京都府内において実施する実証実験等について、
特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮
し、電波を活用した技術開発等を促進する。

①～② 略

③ ミネベアミツミ株式会社及び京都大学【令和2年6月を目途に実施】

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（2）事項：近未来技術の実証実験を促進するための「新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター」の設置

内容：農業分野において、近未来技術であるA I ・ I o T、農機の自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、新潟市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、農林水産省、国土交通省）及び新潟市
- ii) 設置場所：新潟市役所（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者等を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
 - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(7) 名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

（国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業）

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

①～⑤ 略

⑥ 養父町開発株式会社（養父市）

養蚕の飼育体制の確立を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため農地を取得するとともに、但馬養蚕業の中心地である養父市の文化伝統を生かした新たな活力創造の拠点として、養父市や地域の企業、就労継続支援B型事業所、農業高校等が一体となった新たな養蚕業のモデルの確立を目指し、継続的な養蚕業に取り組むため。

【令和2年3月を目途に取得】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(15) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(8) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「北九州市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、法人設立及び事業開始時に必要な登記、税務、年金・社会保険等の手続に関するオンライン申請の支援及び関連する相談業務を総合的に行う「北九州市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び北九州市

ii) 設置場所：北九州市が設置する北九州テレワークセンター（愛称：COMPASS小倉）内

iii) 実施体制：施設長、行政手続相談員を配置する。

- 施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び北九州市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。

- 行政手続相談員は、北九州市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- 行政手続相談員による申請書等の作成支援

- ・行政手続相談員から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：ワンストップセンターの相談対応時間は、施設の保守等に要する日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前9時から午後10時までとする。そのうち、特定の日は行政手続相談員による相談対応を行う。

北九州市の創業支援施設「北九州テレワークセンター（愛称：COMPASS小倉）」や、北九州市による国家戦略特区の取組との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

（国家戦略特別区域法第20条の5に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業）

国家戦略特別区域法第20条の5第1項に規定する登録を受けた薬局開設者が、仙台市全域（同法第20条の5第2項に規定する特定区域）において、薬剤師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第1項第1号から第3号までに掲げる要件のいずれにも該当する事業（処方箋薬剤遠隔指導事業）を行う。

【令和2年度中に実施】

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（3）事項：外国人を含めた開業を促進するための「愛知県行政支援窓口」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「愛知県行政支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び愛知県

ii) 設置場所：愛知県が整備する「ステーションA i」早期支援拠点」内

iii) 実施体制：統括マネージャー、愛知県職員を配置する。

- ・統括マネージャーは、組織運営に長けた者を1名以上配置し、本事業が「区域方針」及び「愛知県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び愛知県と行う。また統括マネージャーは、その運営に関する責任を負う。
- ・愛知県職員は、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・統括マネージャー等による申請書等の作成支援
- ・愛知県職員から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催による支援窓口の取組の広報 等

v) その他：支援窓口には統括マネージャー及び愛知県職員が常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後6時までとする。

愛知県内の各創業支援施設や、国家戦略特区の取組である「愛知県雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

（4）事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「愛知県人材流動化支援窓口」（以下「支援窓口」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置予定】

i) 設置主体：国及び愛知県

- ii) 設置場所：愛知県内
- iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と愛知県が連携して実施する。
- iv) 事業内容：支援窓口が実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・創業者と民間企業等の専門的スキルを有する人材の交流及びマッチング
 - ・制度や創業者、人材交流のイベント等についての情報提供